

亶理都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）＜概要版＞

はじめに 本文 p.1

本県の南部に位置する亶理都市計画区域は、西に阿武隈高地、北に一級河川阿武隈川を有し、海岸平野が広がり集落・田園地帯が分布しているとともに、内陸の阿武隈高地との間の丘陵・微高地に市街地が形成されている。

本区域では、東日本大震災の被害からの復興事業等により新たな市街地形成が進む一方で、近年は人口減少・超高齢化、自然災害の激甚化が進み、これらに対し、地域の持続可能性を高めるまちづくりや、安全安心のまちづくりが求められている。

また、新たに作成した新・宮城の将来ビジョン(2021-2030)では、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向けたSDGs(持続可能な開発目標)の達成に取り組むことは、人口減少や地域産業・社会の衰退といった本県が直面する諸課題を解決するうえで重要であることから、SDGsの「包摂性」や「統合性」といった特徴や、ゴール、ターゲットの内容を本ビジョンの理念や施策に反映し、取組を進めていくこととした。

このような背景と認識のもと、以下の4つをまちづくりの基本的考え方とし、整備、開発及び保全を推進する。

まちづくりの基本的考え方 本文 p.1

○人口減少・超高齢社会に対応した持続可能なまちづくり

土地利用や生活サービス機能の誘導・配置、インフラの長寿命化により、持続可能なまちづくりを進める

○災害の教訓を活かした、安全で安心して暮らせるまちづくり

震災復興事業を通して整備してきたインフラやまちを、将来においても地域の骨格・拠点として維持し活用し続けていくとともに、被災時の経験等を活かし、より安全・安心なまちの実現に取り組む

○交流人口の拡大に向けた地域資源の再生・創出・活用を図るまちづくり

ワーケーションなど新たな生活様式の動きを踏まえつつ、官民協働により特色ある地域づくりを進めていく

○「富県宮城」の実現を図るべく、地域経済の更なる成長に向けたまちづくり

6次産業をはじめとする新規分野への展開など、地域経済の成長に向けたまちづくりを進めていく

都市計画の目標 本文 p.2

目標年次 おおむね20年後の令和22年
都市施設などの主要な施設の整備については、おおむね10年後の令和12年

都市計画区域の範囲及び規模

範囲	規模
行政区域の一部	7,000ha(行政区域7,360ha)

※ 都市計画区域及び行政区域の面積は令和2年の値
資料:令和2年全国都道府県市区町村別面積調、都市計画基礎調査

将来の人口のおおむねの規模

おおむねの人口

項目	基準年	令和22年
都市計画区域内人口	33.1 千人	おおむね27.7 千人

※1 基準年は令和2年の値(※国勢調査町丁別人口を基に、都市計画区域内を抽出集計し算出)
※2 都市計画区域内人口は100人未満を四捨五入
資料:令和2年国勢調査

都市づくりの基本方針及び将来像 本文 p.3

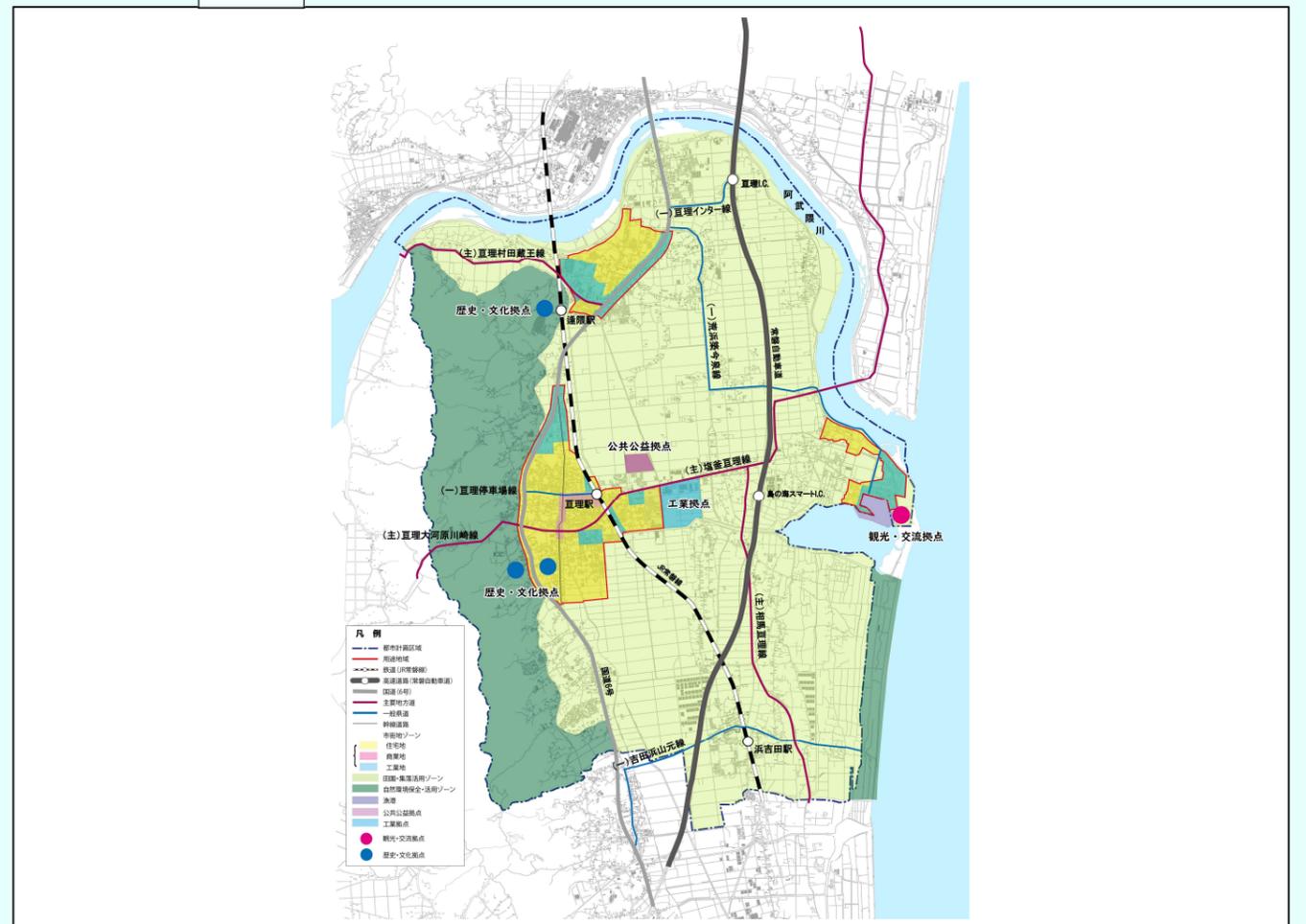
■都市づくりの基本方針

- ・災害の教訓を活かした、安全で安心して暮らせるまちづくり
- ・人口減少、超高齢社会に対応した地域に相応しい土地利用と生活サービス機能が確保されたコンパクトなまちづくり
- ・本区域の骨格を形成する道路ネットワークの強化と道路・交通体系の維持・充実
- ・豊かな自然環境に配慮し、水と緑に親しむ空間を町全体に確保・維持

■将来像

安心して住み続けられる安全なまちづくり

都市の将来構造 本文 p.4



区分	本文 p.5~7	方針
拠点	公共公益拠点	○町の公共サービス、教育文化、コミュニティ等の中心となるように、関連する町役場やその他の公共サービス施設の集積を図る。
	観光・交流拠点	○鳥の海周辺一帯は、水産資源、マリンスポーツ、わたり温泉鳥の海、公園緑地、鳥の海を周遊するサイクリングコースなどの整備を図り、一大観光拠点化を推進する。 ○南部に位置する亶理町いちご団地など優良な農地の再生、鳴り砂の再生(公園・緑地の整備)やクリーンエネルギー事業などの新たな産業の誘致を推進する。
	歴史・文化拠点	○歴史に親しむ観光交流拠点となるように適切な基盤整備を行うとともに、歴史的資源をいかす景観形成を推進する。
	工業拠点	○団地周辺交通環境の整備、また、新規工業・流通系市街地の形成により、一層の産業機能の強化を図る。
交通連携軸	鉄道軸	○圏域間及び都市間における交流を促進する主要な公共交通軸として、利用の促進を図る。 ○3つの鉄道駅においては、駅周辺エリアの市街地と連携し、交通結節点としての機能の強化と利便性を図る。
	幹線道路軸	○都市間の連携、各拠点を結び、一体的な生活圏を形成するために広域的な人の流れを支える軸として、役割に応じた連続的なネットワークとなるよう整備、保全を図る。
	広域連携軸	○亶理・山元地区の骨格をなす重要な軸として、地区の利便性・安全性の確保やI.C.周辺や沿道土地利用の計画的な規制・誘導等により、広域的な連携の強化を図る。
	都市間連携軸 地域間連携軸	○町の中心的拠点から各都市間のネットワークの強化を図る。 ○各拠点の地域間のネットワークの構築を図る。
土地利用ゾーン	市街地ゾーン	○亶理駅周辺、逢隈駅周辺、荒浜地区の既存市街地について、都市基盤を整備、保全し、土地利用の増進を図り、それぞれの地区の個性や資源をいかしたコンパクトな市街地の形成を進める。 ○役場庁舎周辺や県道塩釜亶理線沿線及び周辺について用途地域指定を44検討をする。
	田園・集落活用ゾーン	○優良農地の営農環境の維持・再生を図る。 ○既存住宅地は、都市的基盤の整備と防災性の向上と周辺の良い田園環境との共生を図る。
	自然環境保全・活用ゾーン	○環境保全に留意し、森林資源の保全及び有効活用に努め、観光・交流の場の整備を促進する。

主要な都市計画の決定の方針

本文 p. 9～13

土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本文 p. 9～10

基本方針

- 既存・新規市街地への行政・商業等の都市機能の集積による、コンパクトなまちづくりの推進
- 既存市街地を中心に人口集積に努めるとともに、新規市街地とのスムーズな連携を推進し、両市街地が一体となった市街地の形成
- 役場庁舎等が立地する新規市街地周辺や（主）塩釜亘理線沿道、亘理中央工業団地周辺など、土地利用が進んでいる地域における用途地域の指定や地区計画の活用を検討
- 既存・新規市街地の周辺においては、近年の気象変動等災害リスクの高まりも踏まえ、緑地及び砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域などの法指定区域を中心に保全
- 沿岸部の津波浸水被害を受けた災害危険区域における、居住の用に供する建築物等を規制

i 商業地

- 国道6号及び県道塩釜亘理線の沿道は、幹線沿道商業業務地として小売業、飲食店、業務施設の集積を図る。
- 漁港周辺等は、水産業や観光・レクリエーション機能を活かした拠点形成を推進する。

ii 工業地及び流通業務地

- 常磐自動車道亘理I.C.や鳥の海P.A・S.I.C、国道6号、県道塩釜亘理線などの交通条件を活かして産業の集積に努める。
- 工業地の周辺には緩衝緑地を確保する。

iii 住宅地

- 既存市街地の亘理駅周辺、逢隈駅周辺を中心に人口の集積に努めることにより、コンパクトなまちづくりを進める
- オープンスペースの確保、道路などの公共施設の整備を進め、居住環境及び防災性の向上を図る。
- 荒浜地区は、漁港周辺等の拠点形成の推進とともに、災害公営住宅や既存住宅地での人口維持に努める。

IV その他の土地利用の方針

- 集団的な優良農地や圃場整備が行われた農地など優良農地については今後とも農業調整を図りつつ、その活用と保全を図っていく。
- 丘陵部の土砂災害警戒区域や沿岸部の災害危険区域、また各種災害想定等に基づく災害危険性の高い地域における市街化を抑制する。
- 沿岸部・丘陵部の自然豊かな環境の維持保全を図るため、既存集落を除き、これら地域での開発・整備を抑制する。
- 用途地域以外の地域でも、国道6号沿いや沿岸寄りに集落が分布しており、これら地域では集落維持に必要な住宅の立地を許容する。浜吉田駅周辺では、災害公営住宅や既存住宅地での人口維持に努めるとともに、6次産業地域への玄関口として、また町域南部の拠点として機能集積を図る。

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

本文 p. 10～11

1) 交通施設

基本方針

- 道路ネットワークのほか、JR常磐線を含めた総合的な交通ネットワークの活用
- 少子化の進展に対応するよう、デマンド型交通などの公共交通ネットワークの維持・充実

- 既存施設の有効利用や土地利用との整合を図りながら、自動車専用道路や国道、県道などの本区域の骨格を形成する道路ネットワークのほか、JR常磐線を含めた総合的な交通ネットワークを活用する。

■ おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

区分	名称	整備区間等	事業主体
補助幹線道路	南町鹿島線	油田～堀ノ内	亘理町

2) 下水道

基本方針

- 効率的な汚水処理施設整備の推進
- 内水対策として雨水管整備の推進

- 汚水は、公共下水道事業計画に基づき、効率的な汚水処理施設の整備を図る
- 雨水は、水害が多い現状を踏まえて、雨水管の整備による内水対策の推進を図る。

■ おおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業

種別	名称
下水道	亘理町流域関連公共下水道

自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

本文 p. 11

基本方針

- 優れた自然環境、都市景観、郷土景観を構成する丘陵地、河川、海岸などの保全
- 公園・緑地の保全・活用、住民参加による維持管理の促進
- 市街地を中心に、緑や景観に配慮した居心地がよく歩きたくなるまちづくり

i 環境保全系統

- 丘陵地及び主要河川の保全を図る。
- 日常生活に身近な自然的環境となる公園・緑地の維持・再生を行う。
- 公共施設用地などにおける緑化の充実を図る。

ii レクリエーション系統

- 公園・緑地の整備・維持管理に努める。
- 海を活かしたレクリエーション拠点の整備を推進する。

iii 防災系統

- 東日本大震災後に整備された防災公園や海岸防災林などは、維持管理・周知の充実、避難訓練等への活用を進める。
- 自然災害の防止、緩和に資する緑地として、保安林のほか、本区域に分布する緑地を保全する。

iv 景観構成系統

- 丘陵地の山林や市街地内の街路樹などを整備・保全する

v 歴史文化系統

- 三十三間堂官衙遺跡や亘理伊達家の歴代墓所などの歴史観光資源を保全・活用する。
- 史跡公園などの環境整備に努める。

防災に関する都市計画の決定の方針

本文 p. 12

基本方針

- 防御施設、高盛土道路などによる多重防御や避難路の整備
- 災害履歴、各種ハザード区間に対する土地利用規制の強化

i 広域避難・緊急輸送ネットワークの維持・活用方針

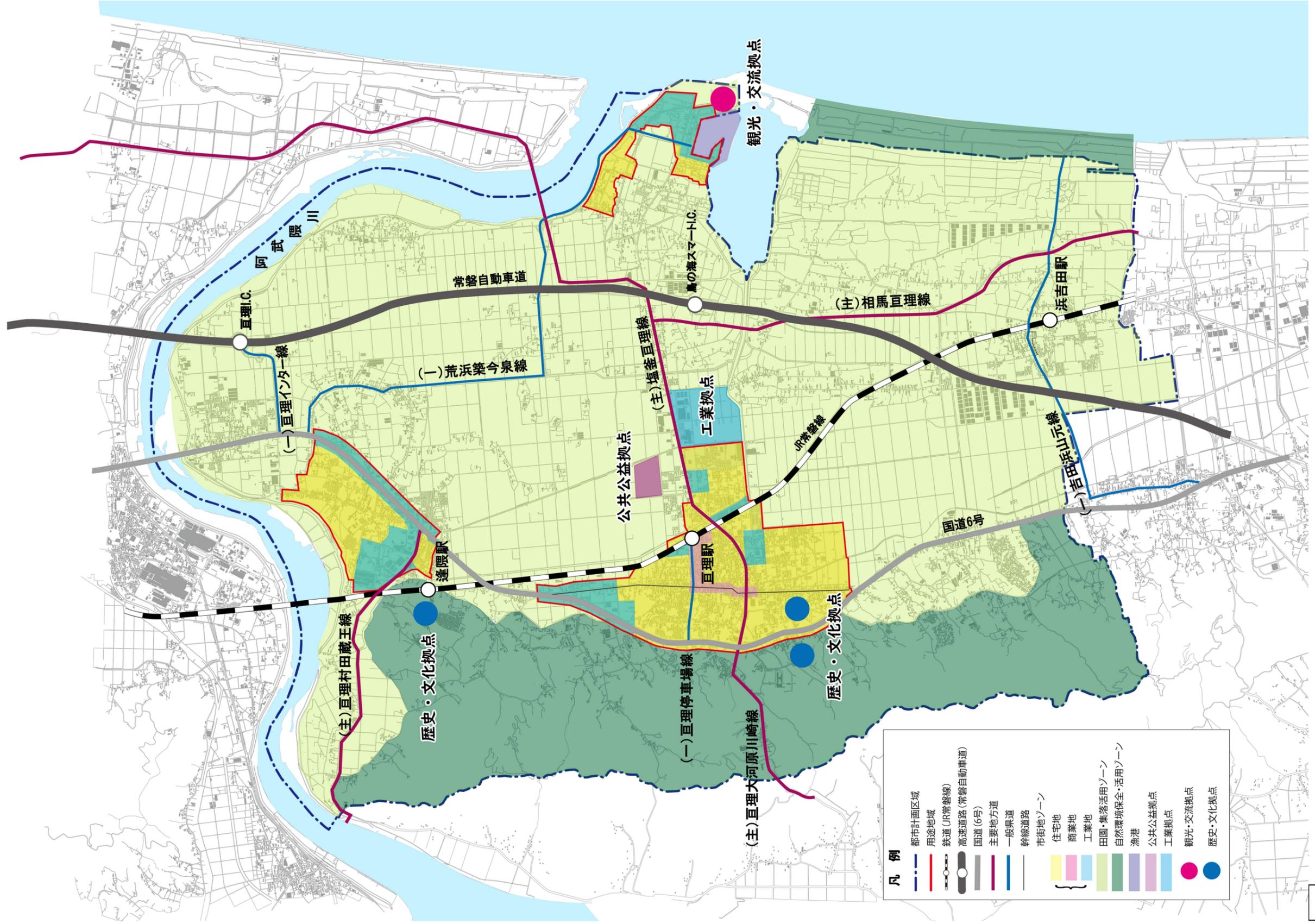
- 常磐自動車道や国道6号などの広域的な幹線道路を中心とした広域避難・輸送ネットワークの形成を図る。

ii 避難路・避難場所

- 指定避難所や避難路は、その後背地の人口規模や土地利用の動向、地形特性、想定される災害の種類に応じて求められる規模や設備も変化することから、配置や機能について定期的な見直しを図る。

iii その他の大規模災害に対する方針

- 大規模災害を想定した避難場所・緊急物資の確保を行うとともに、発災後、迅速に復旧・復興を行えるよう、行政機関の業務継続力の強化などを図る。
- 昨今のゲリラ豪雨では、従前よりも浸水被害が拡大する傾向にあり、「ながす」施設のみの整備だけでは限界が生じていることから、これまでの「ながす」だけではなく、水田に一時的に貯留するなどの「ためる」機能、雨量データの把握や避難訓練などの「そなえる」機能を充実させた総合的な治水対策を図る。



凡例

	都市計画区域
	用途地域
	鉄道 (JR常磐線)
	高速道路 (常磐自動車道)
	国道 (6号)
	主要地方道
	一般県道
	幹線道路
	市街地ゾーン
	住宅地
	商業地
	工業地
	田園・集落活用ゾーン
	自然環境保全・活用ゾーン
	漁港
	公共公益拠点
	工業拠点
	観光・交流拠点
	歴史・文化拠点